

(第一類 第十六号)

第一回国会 財政及び金融委員會議録第四十九号

(八九二)

昭和二十二年十二月七日(日曜日)

午後一時五十三分開議

出席委員

委員長代理 中崎 敏君
理事島田 晋作君 理事梅林 時雄君
理事早稲田 石三郎君 理事塚田 十一郎君
理事吉川 久衛君
川合 彰武君 川島 金次君
河井 榮藏君 佐藤 勲次郎君
田中 織之進君 西村 榮一君
林 大作君 松尾 トシ君
後藤 悦治君 松田 正一君
青木 孝義君 泉山 三六君
島村 一郎君 吉米 地英俊君
宮崎 靖君 井出 太郎君
内藤 友明君 石原 登君
出席國務大臣

出席政府委員

大蔵大臣 栗栖 勉夫君
外務事務官 山田 久就君
大蔵政務次官 小坂 善太郎君
大蔵事務官 福田 勉夫君
大蔵事務官 愛知 揆一君
大蔵事務官 今井 一男君
大蔵事務官 石原 周夫君
大蔵事務官 永井 幸太郎君
貿易局長官 村岡 信勝君
商工事務官 村岡 信勝君
委員外の出席者
専門調査員 圓地 與四松君
専門調査員 氏家 武君
専門調査員 氏家 武君

十二月六日

臨時金利調整法案(内閣提出)(第一五七號)

の審査を本委員会に付託された。

第一類第十六号

財政及び金融委員會議録

第四十九号

昭和二十二年十二月七日

本日の會議に付した事件

特別都市計畫法第四條の規定による國庫補助を國債證券の交付により行う等の法律案(内閣提出)(第一三五號)

労働基準法の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律案(内閣提出)(第一四二號)

金融機關再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一四五號)

舊日本銀行券の未回収發行高に相當する金額の一部を國庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に関する法律案(内閣提出)(第一五〇號)

貿易資金特別會計法を改正する法律案(内閣提出)(第一五三號)

物品の無償貸付及び譲與等に関する法律案(内閣提出)(第一五四號)

大蔵省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年に於ける歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)(第一五五號)

臨時金利調整法案(内閣提出)(第一五七號)

○中崎委員長代理 これより會議を開きます。

舊日本銀行券の未回収發行殘高に相當する金額の一部を國庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に関する法律案

日本銀行が、日本銀行券預入令第五條第三項の規定に基き、大蔵大臣の定めるところにより、昭和二十一年三月三十一日現在の舊券(日本銀行券預入令第一條に規定する日本銀行券をいう。以下同じ。)の發行高に相當する金額の一部を國庫に納付した場合同行が同令第二條第二項の規定により昭和二十二年四月一日以後舊券で預入を受けた金額が、昭和二十一年三月三十一日現在の舊券の發行高に相當する金額から國庫に納付した金額を控除した金額を超えるときは、政府は、命令の定めるところにより、その超過額に相當する金額を日本銀行に交付しなければならぬ。

附則
この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

臨時金利調整法案
臨時金利調整法

第一條 この法律において、金融機關とは、銀行、信託會社、保險會社、無盡會社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫、地方農業會、漁業會、市街地信用組合その他貯金の受入又は資金の融通を業とするものをいふ。

この法律において、金利とは、全國各地における金融機關の實際に行う預金又は貯金の利率、定期積金の利廻、無盡掛金の利廻、指定金融信託の豫定配當率、貸付の利率、手形の割引率、當座貸越のコールローン又はコールマネーの利率、利率並びに有價證券の引受料、戻料その他これらに準ずるものをいふ。

第二條 大蔵大臣は、當分の間、經濟一般の情況に照し必要があると認めるときは、日本銀行總裁をして、金融機關の金利の最高限度を定めさせることができる。但し、金融機關の金利の最高限度が、他の法律に基き定められ得る場合は、この限りでない。

大蔵大臣は、經濟一般の情況に照し必要があると認めるときは、日本銀行總裁をして、前項の規定により日本銀行總裁が決定した金利の最高限度を變更又は廢止させることができる。變更させたものについても、また同様とする。

前二項の規定により、日本銀行總裁が、金利の最高限度を定め、變更し、又は廢止しようとする場合には、金利調整委員會(以下委員會とす。)に諮問しなければならぬ。

大蔵大臣は、第一項又は第二項の規定により、日本銀行總裁をして金利の最高限度を定め、變更し、又は廢止させたときは、直ちに、その旨を公告しなければならない。

第三條 日本銀行總裁は、前條第一項又は第二項の規定により金融機關の金利の最高限度を定める場合においては、金融機關別に、又、地域別に、これを定めることができる。

第四條 この法律により定められる金融機關の金利の最高限度は、常に、一般金融市場の情況に相應するようなものでなければならぬ。

第五條 この法律により金融機關の金利の最高限度が定められたときは、當該金融機關は、當該金利については、その最高限度を超えて、これを契約し、支拂い、又は受領してはならない。その最高限度以下で、これを契約し、支拂い、又は受領することは、全く自由である。

第六條 委員會は、大蔵大臣の所轄に屬し、日本銀行總裁の諮問に應じ、諮問された事項につき、調査審議し、その結果を日本銀行總裁に答申する。

委員會は、金融機關の金利に關し、大蔵大臣又は日本銀行總裁に、隨時意見を具申することができる。

第七條 委員會は、委員十五人を以て、これを組織する。

委員のうち一人を委員長とする。委員長は、委員の互選により、これを定める。

委員會の組織する。

委員のうち一人を委員長とする。委員長は、委員の互選により、これを定める。

委員會の組織する。

第八條 委員は、左に掲げる者をして、これに充てる。

- 一 大藏省銀行局長
- 二 經濟安定本部財政金融局長
- 三 日本銀行副總裁
- 四 金融界を代表する者七人
- 五 産業界を代表する者三人
- 六 學識経験のある者二人

前項第四號乃至第六號に掲げる委員は、大藏大臣がこれを命ずる。この場合において、委員の選定に當つては、特定の地域に於ける利益の代表に偏しないように、又労働、農業その他産業界の各界の利益が適當に代表されるように相當の考慮を拂わなければならない。

第一項第四號乃至第六號に掲げる委員の任期は、一年とする。但し、禁錮以上の刑に處せられたとき又は心身の故障に因り職務を行うに適しないこととなつたときは、これを解任することを妨げない。

委員が缺員となつたときは、遅滞なく、補缺委員を命じなければならぬ。補缺委員は、前任者の残任期間在任する。

第九條 委員長は、會務を總理する。

委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

第十條 委員會の議事は、すべて秘密とする。

委員は、秘密を嚴守しなければならない。

第十一條 委員會に書記若干人を置く。

書記は、日本銀行職員の中から、大藏大臣がこれを命ずる。書記は、庶務に従事する。

附則

この法案は、昭和二十二年十二月十五日から、これを施行する。

昭和二十二年法律第百三十八號(昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律)の一部の次のように改正する。

第一條に次の一號を加える。

九 臨時金利調整法第五條

○栗栖國務大臣 たいだいま議題となりました舊日本銀行券の未回収發行残高に相當する金額の一部を國庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に關する法律案について、提案の理由を御説明いたしたいと存する次第であります。

昭和二十一年勅令第八十四號日本銀行券預入令によりまして、昭和二十一年三月七日以降、その強制通用の效力を失つた舊日本銀行券につきましては、日本銀行券預入令第五條の規定により、昭和二十一年三月三十一日現在における未回収發行残高相當額を、翌四月一日の發行高から引き落し、右の引落し額に相當する日本銀行の財産は、これを同行の假受金勘定に別整理保留せしめてあつたのであります。またこの財産の處分につきましては、同じく預入令の第五條第三項の規定によつて、大藏大臣がこれを定めることになつておるのであります。しかし昭和二十二年九月三十日現在におきます右の舊券の引換未済残高は、二十六億九千七百餘萬圓となつておるのであります。

りますが、この中には朝鮮の京城その他で連合軍立會の上機乗したものや、その他海外からの引揚者の持歸り金の引換等のため、今後とも引換を要するものがありますので、これらの差引いた残額のうち、結局のところ引換を要しないと推定せられる金額約七億圓に限つて、今般これを國庫へ納付せしめることにいたしましたのであります。しかし右の舊券の未回収發行残高相當額の一部を、國庫へ納付せしめることに伴ひまして、一方將來日本銀行におきます舊券の引換が豫想外に多額に上り、その結果未回収發行残高が、右の國庫納付額よりも少額となるような場合が起きるときは、その不足額に相當する金額は、これを日本銀行に交付する必要を生じますので、かような場合、日本銀行へ交付金をなすため、この法律を制定することとしたのであります。何とぞ御審議の上御協賛あらんことを希望いたします。

次に臨時金利調整法案について、その提案理由の説明を申し上げます。わが國現下のインフレーションを克服したために、政府は全力を盡して高を抑え、その安定に資するため、金利の調整を必要が生じてまいりました。従来東京、大阪その他各地の銀行等は、實際に行き金利について、大藏、日銀兩當局の了解のもとに協定をなし、これを嚴守することを確約し、もつて經濟界に好ましからざる影響を與えることを防止してまいりましたが、今般かかる協定が私的獨占の禁止並びに公正取引の確保に關する法律の趣旨に違反するとの疑義が生じ、最近廢止せざるを得ざるに至りました。かかる現下の諸情勢において、これをそのまま放置しておくときは、金利が不當に高騰するおそれがあり、物價安定その他に悪影響を與えることとなるので、本法の制定を必要とするに至つたのであります。

本法の趣旨は、一、大藏大臣が經濟一般の状況に照らし、必要があると認めるときは、日銀總裁に命じ、金利の最高限度を定めさせ、またこの定めたるものを變更または廢止させることができること。二、日銀總裁が大藏大臣の命をうけ、金利の最高限度を決定、變更または廢止をなすには、金利調整委員會に諮問することを要し、該委員會は大藏大臣の任命する委員をもつて民主的に構成せられることであり、何とぞ御審議の上、速やかに御承認あらんことを切望いたす次第であります。

○中崎委員長代理 これより財閥同族支配力排除法案、特別都市計畫法第四條の規定による國庫補助を國債證券の交付により行ふ等の法律案、經濟力集中排法の施行に伴う企業再建準備法の特別等に関する法律案、労働基準法の施行に伴う政府職員に係る給與の應給措置に關する法律案、金融機關再建準備法の一部を改正する法律案、舊日本銀行券の未回収發行高に相當する金額の一部を國庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に關する法律案、貿易資金特別會計法を改正する法律案、物品の無償貸付及び讓與等に關する法律案、大藏省預金特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年年度における歳入不足補填のための一般會計から繰入金に關する法律案、臨時金利調整法案を一括議題として質疑を繼續いたします。塚田君。

○塚田委員 物品の無償貸付及び讓與等に關する法律案について質疑をいたしたいと思ひます。まず第二條に規定しておられる「これは第二條に限らず本法全體にありますが、こゝういふうちに無償貸付されることを豫定しておられるが、物品は大體現在あるものだけであるが、それとも今後新しく政府において取得されるものも含まれるものであるか、この點をお伺ひいたします。

○石原政府委員 お答え申し上げます。ここに掲げております種類は、大體現在行われている種類だけであり、從つて新しく付け加わるものはないと思ひます。しかしながら今後同じ種類のもの、再び同じような事情が生じた場合には、相違らず無償貸付が行われることになり、種類の幅としては擴がっていないといふふうに御承知を願ひます。

○塚田委員 次に時價よりも低く貸付けをされたら、また讓渡をされるといふことであるが、さういふ場合に政府がきめられる標準は、一體どこに目標をおいておきまになつておるか。過去の實績であるか、また今後のお考えであるか、お伺ひしたい。

○石原政府委員 お答え申し上げます。大體から申し上げますと、帳簿價格を目安にした場合が多いと思ひます。それ以外は大體公定價格、公定料金にあるものについては、できるだけそれに近いものでやつておりますが、大體の目安は帳簿價格が標準であるといふ

ふらにお考え願いたいと思ひます。

○塚田委員 帳簿価格といふことであつたのでありますけれども、もし帳簿価格といふことになると、これはおそろしく今日のような情勢では、非常に安いものがあるだろうと考へるのであります。また公定のあるものは公定に直すとということでありまして、その公定に直された場合にも、現在の實際の市中に行われている値段とは、相當大きな開きがあると思ふのであります。もちろん政府の立場として、市中のやみ価格を基準にされることもできないと思ふのでありますけれども、國家の收入の非常不足に際して、もう少しさういふものに何らかの理由のつく範圍では適當な評價をされて、なるべく高く貸付けてやるということの方がいいのではないかと考へられるのであります。が、それと、なおその問題に關連して、さういふものによつて得られる収入がどれくらい豫定されているか、もしそれがおわかりであつたら、お聴かせ願ひたいと思ひます。

○石原政府委員 大體この法律は先ほど申したように、現在行われておりましたような貸付、あるいは譲與といふようなものを目安といたしまして、昨日政務次官からの提案理由の御説明にもあつたように、財政法第九條の關係からいたしまして、法律化をすることが必要である。その意味においてこれを出しては、今塚田委員がおつしやいます通り、できる限り収入の増加をはかることをやつてゐる。と申しますのは、この法律に限定せられておられますのは少いのであります。一般の雜收入において、大體昭和二十二

年間に比べて、二十一年度においては二倍ないし三倍、場合によると五倍くらゐに、さういつた料金なり、あるいは價格なりを引上げてあります。また明年度においても、さういふような問題があるかと思ふのですが、大體の趣旨はまさにおつしやる通りにやつてゐるのであります。これは法律によつてさういふことのできる幅をいつてゐるといふふうに御承知を願ひます。

○塚田委員 次に、特別都市計畫法第四條の規定による國庫補助を國債證券の交付により行ふ等の法律案について、質問したいと思ひます。それは戰爭中強制疎開の家をとられたものの敷地があるわけでありまして、さういふものの敷地の處分はどういうことになつておるか。もちろんその土地が、その後都市計畫が何かによつて制限を受けずに、自由に民間において使用のできるものはないのですが、さういふことの處置は今までどうされておつたか。また今後どういふぐあひに處分されるのか。それから、さういふ土地をもし國家において買上げられるか、さういふ點についてひとつお尋ねいたしたいと思ひます。

○石原政府委員 ただいまお尋ねの點は、法律に直接關係がございませんでありますから、その方からお答えいたした方がいと思ひます。

○塚田委員 次に大藏省預金部特別會計云々の法律案についてであります。會計から繰入れをしていかなければならぬといふことは、やむを得ないことだと思ふのであります。

○福田政府委員 お答えいたします。預金部におきましては、その運用資産の大部分が國債であります。しかもこの國債を戰時中多額に保有した結果、三分半といふ非常に低いものでやつておられます。さうして非常に赤字が出てまいつておるのであります。その額が本年度といたしましては十六、七億にはなるのであります。それを全部一般會計からもらへばいいのであります。一般會計においてもなかく窮乏でありますから、差當り十億圓を入れたいといふふうにしておるのであります。しかしながら財政問題といたしましては、各特別會計は、それ／＼獨立採算制をとりたいといふ考へ方をもつておるのであります。預金部の獨立採算制がどういふふうになるかといふ問題であります。今後預金部預金といふものが相當殖えまして、この預金部

預金の大部分は郵便貯金であります。これが殖えてまいりまして、新規の三分半公債でないものに有利に投資し得るといふことになれば、りつぱに一般會計に返し得るといふふうなことになるわけでありまして、本年度といたしましては、地方債あたりに相當額を投資するのがあります。地方債の利回りは御承知の通り六分になつておりますが、これが全部六分で運用されるといふことになれば、相當の利益が出てくるという状況なのであります。しかしながら郵便貯金その他の運用資産が相當多額に殖えまして、三分半といふ安い運用利率をカバーする、さうしてしかも利益を出していくといふようなことが實現されるためには、郵便貯金が非常に多額に集まる必要であるかと考へておるのであります。本年度あたりはせい／＼五十億程度までいけばいいのではないかと考へておられます。これは將來一十億とか何とかがいふことになりまして、當然一般會計に返済できるというふうな考へております。その時期いかんということでありまして、これは通貨の安定、貯蓄の状況という、その推進いかんによるのであります。二、三年ではなかくさういふことはできない。五年とか十年とかの日子を要するといふように考へます。しかしながらただいまの特別會計のあり方といたしまして、一般會計から借りつばなし、さういふことではいかぬ、これはできる限りの努力をいたしまして、その五年、十年といふ日子をできるだけ縮めまして、早期に一般會計に返すという建前を確立したいといふ見地から、ただいまお願ひしておるような法案を出しておるので

ります。

○塚田委員 特別會計はたくさんあるが、他の特別會計はどうかですか。

○福田政府委員 預金部以外につきましては通信、鐵道にございましては、やはり獨立採算制を原則としていきたい。しかしながらその場合において通信、鐵道の料金といふものが、他の物價水準に比べまして相當低目になつておりますので、この料金をどうするかといふ問題が一つあります。料金のみならず、通信鐵道兩會計におきます管理全般にわたつての合理化という問題があり、この両面から兩會計の獨立採算制といふものを考へなければ、さういふものを實現はむずかしくさういふように考へておられます。適當な機會に料金の調整をすると同時に、人件費、物件費雙方にわたりました、經理の合理化をできる限り斷行いたしまして、獨立採算の基礎をつくる。さういふことを考へておられます。鐵道料金につきましても、旅客運賃だけについてかりに値上げすれば明年度より獨立採算をなし得る状況にあります。それから通信にいたしましては、平均七割の料金の値上げをすれば、明年度以降において獨立採算制が立てられる。しかもその際において既存の今まで發行いたしました公債、それから一般會計から繰入れた金額、これを相當短期間に償還し、または繰戻すといふことが實行し得るといふふうな考へておるのであります。

○塚田委員 今の御説明で大體了承するのでありますけれども、たださういふことを考へるわけでありまして、鐵道

第一類第十六号 財政及び金融委員會議錄 第四十九号 昭和二十二年十二月七日

三五

(267)

や通信のような多少企業に類似した會計においては、今おつしやる通り今後の働きのよつて過去の負債を返すという事はほとんどの事であり、預金部特別會計や、ただいまの御説明にはなかつたのでありますが、簡易生命保険、郵便年金特別會計の方は、これは過去の赤字を將來の収入でカバーするといふことは、事業の性質上どうかと考へる。過去に生じたものは、必ず獨立して、その特別會計が採算がとれるようにしなければならぬといふことは、もちろんなのでありますけれども、預金部や簡易生命保険や郵便年金の特別會計といふものは特殊のものでありますから、將來の會計において生じた利益といふものは、將來のそういう原因を生じた預金者なり保険契約者なりがその利益を受くべきもので、時期の點において將來の利益で過却の欠損を埋めるといふことは、これはちよつと理窟に合わぬように思つて、何か別個の方法で尻をぬぐつてしまつて、將來利益を生じたものは、それはそれでその時代の當然利益を受くべき人たちに、利益を得させるといふことの方がいいのではないかと思つて、その點について御意見を伺います。

○福田政府委員 ただいまの御説、まことにごもつともな點があるのでありますが、しかしながら獨立採算制をやつていくという根本方針を立てた以上、ただいま獨立採算制がとれない過渡期におきまして、これを處理する方法といつて、一般會計から借入れをする金額をそのまま不問に付するといふことになりますと、なか／＼これは

獨立採算制自體が成立しないといふふうに考へるのであります。御説の點まことにごもつともな點があるのでありますが、獨立採算制という方針を立てました以上、これをせひやつてもらいたい。そのためには、せひともその方針を立てたそのときから、獨立採算制であるといふふうに觀念いたしておるのであります。實際問題といたしまして、もしかりに、獨立採算制の實現方が数年間を要するその間、いつも繰入れをするようなことになりますれば、この數年間がどんなに延びるかかわからぬといふようなことになつて思つて、その實現する熱意といふものをそこに現わして、せひこれを完遂いたしたいと考へておるわけでありま。

○塚田委員 私が特にそういう感じを強くもちますのは、簡易生命保険及び郵便年金の特別會計においてそのなのであります。どうも政府がやります保険なり、年金なりは非常に掛金が高い。殊に健康保険などの場合においては、昨年度の決算委員会において政府の説明を受けたときなども感じたのであります。相當に剰餘金を生じておるのでございませぬ。ああいうものは剰餘金を生じないやうに、もつと利率を低くするなり何なりして、當然その時代に保険契約をしておるものには、年金契約をしておるものに利益を受けさせるということでないかと、どうもよくないかと思つておる感じが、非常に強いのではなかつたかと、簡易生命保険やそういうものは、どんな收支計算になつておるか、私も存じませんが、今度の簡易生命保険あるいは郵便年金等の特別會計における欠損が、どこから生

じたか、その理由もよく承知しておらぬのであります。政府の言われる保険あるいは年金は、本來の趣旨から言へばもつと利率を安くして、たくさんの方がより餘利利益を得られるやうにしたい方が、いいと考へるのであります。その點についてのお考えを承りたいと思つておる。

○福田政府委員 政府事業であるところの簡易生命保険その他の事業におきまして、料金を一般民間よりも安くして、これを吸収するのには便益なやうにした方が、いいのではないかと、いろいろお話でありま。これも非常に民間と違えて有利にするこゝろになりま。民間の壓迫といふ問題になつてくるのであります。その間の調整になか／＼むずかしい問題があるのであります。大體におきまして、民業を壓迫せず、しかも官業独自の分野として存在の理由があるといふやうな運賃をいたしたいと思つておる。従いましてこれを、おつしやるやうに非常に有利にして、これにすべてのものを吸収するといふやうな方式はとつておらないのであります。しかしながら非常に料金が高過ぎて集まらぬといふことではまた困るのであります。場合によりまして多少高目な料金である場合もあつて、さやうなものにつきま。これは國家の信用であるとか、あるいは各種の便益等も考慮いたしまして、大體政府にそれが適正に集中し得るといふやうなぐあいに考へておるわけでありませぬ。もちろん經費の支出に放漫な點があり、そして料金が低いといふのは、非常な大問題であります。今後の運営におきましては、經費には非常に氣をつけまして、運営の合理化には十分考慮

しなればならぬと思つておる。ま。市民間とそう上下の開きのないところを、いくのが、大體において適正ではないかと考へておる。○中崎委員長代理 政府委員に對する質疑はこれで打ち切ります。次に特別都市計畫法第四條の規定による國庫補助を國債證券の交付により行ふ等の法律案、労働基準法に伴う政府職員に係る給與の應急措置に關する法律案、金融機關再建整備法の一部を改正する法律案、舊日本銀行券の未回収發行高に相當する金額の一部を國庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に關する法律案、物品の無償貸付及び讓與等に關する法律案、大藏省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保険及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補填のため一般會計から繰入金に關する法律案、以上一括して議題といたしまして、討論採決に移りたいと思つておる。○川合委員 討論を省略してただちに採決あらんことを望みます。○中崎委員長代理 川合君の動議に御異議ありませんか。

○中崎委員長代理 御異議なしと認めましてさやうにいたします。これより以上の各案を一括議題といたしまして採決いたします。以上の各案に賛成の諸君は起立を求めます。(議員起立) ○中崎委員長代理 起立議員。よつて以上の各法律案は可決されました。それでは暫時休職いたします。午後二時二十六分休職

○石原政府委員 貿易資金特別會計法の改正につきまして、昨日政務次官から大體の趣旨の御説明がございましたので、おおむねそれに盡きておると思つて、若干補足いたしました。大體趣旨の趣旨を申し上げたいと思つておる。従來の貿易資金特別會計法の仕組といふものは、問題は損益の計算の問題でございますが、貿易資金といふのは申すまでもなく、輸入輸出を扱いますので、輸入の場合におきま。ところの支拂の外貨、それから輸出の場合におきま。ところの受取りの外貨といふものを全部計算に入れまして、初めてどれだけの損か、どれだけの益かといふことがわかるわけでありませぬ。従來ありましたところの會計法は、その趣旨におきまして外貨—そこには請求權といふ言葉で使つておるのであります。實質上の外貨の一應勘定を通過いたしました。その結果の損益計算をいたしたといふのが従來の第四條、第五條の趣旨であります。ところが、最近までの實情におきましては、輸出をいたしました場合の手取りの外貨がどの程度になつており、輸入の場合の外貨の負擔がどの程度になつておるかといふことが正確に、しかも迅速に承知し得ない状況にございませぬ。従いまして、今差上げておるま。ところの全文改正の趣旨は、その原則

午後二時三十一分開議

は將來といえどもあり得るわけであり
ますから、その本則はそのままにいた
しまして、暫定的にそのよう外貨
を通じまする損益の計算が、事實上不
可能であるという状況に處しまするた
めに、十九條と二十條という規定を設
けて、しばらくの間は圓資金の收
支をもちまして損益の計算をいたす
ということが大體の骨子であります。

それはどういふことであるかと申し
上げますと、一應外貨の受取、支拂
の關係はしばらく控ましまして、輸出
の買取の支出、それから輸入品を賣
渡しました収入、それ以前に若干の
のが加わるわけでありまして、その
の收支をならみまして、その收支の差
額のうちに、現在は収入がないが、將
來は収入になり得るといふ、いわば資
産的な勘定に相なりまするもの、及び
現在までは支出になつておらないが、
將來は支拂わなければならないといふ
未拂金の類、そういうような圖の面
におきまする損益の計算をいたしまし
て、その差額を一般會計から繰入れる
ということが全體の骨子であります。

なおそれ以外に、先般の財政法の施行
に伴ひまして、若干技術的な修正を要
する點がありますので、その點があり
まして全文の改正となつていふといふ
ふうに御承知をお願いしたいと思います。
○川合委員 この法案の審議と密接な
關係ある貿易資金の計畫表を配付して
もらつたのでありますが、ごく簡単に
ひとつその説明を承りたいと思いま
す。

○村岡政府委員 それでは私から、た
だいまのお尋ねについて簡単に御説明
申し上げます。この間申し上げました
資料に、貿易資金計畫表と昭和二十二

年度一般會計から貿易資金への補填金
概算額調べという二つの資料がありま
すが、貿易資金計畫表はこの厚い方
でございます。本昭和二十二年四月か
ら、來年三月までの貿易資金の計畫の
數字でございますが、先ほど大藏省側
の政府委員の御説明がありましたよう
に、この貿易資金の受拂の最も大き
なものは、輸出物資の買上げのための
支出、それから輸入物資の買上げによ
りまする代金の収入、これが収入支出
の大部分を占めるわけでありまして、
その他若干こまかいものとして、たと
えば貿易外の送金に伴ひますところの
圓の受拂い、あるいはホテルの經營に
伴ひます圓の支拂いといふようなもの
がございますが、いずれにいたしまし
ても、大宗を占めますものは輸出入の
代金の受拂いでありまして、この資金計
畫を立てますにつきましては、もちろ
ん別途輸出入の貿易計畫の數字をもと
といたしまして、その資金的な數字を
計上いたしてございまして、この一番
上の表にございまして、輸出物資
の買上げ、その他支拂の金額を合計
いたしまして、當初の計畫として三百
九十六億餘圓、それに對して収入の合
計が輸入物資の賣却を中心としたしま
して二百七十九億、差引約百十七億と
いふのが當初の資金計畫だつたのでご
ざいまして、その後いろいろと情勢の
變化等がございまして、たとへば輸出
の場合ですと、輸出のために手持ち
たしてございすもの輸出不適品の賣
拂いという關係で、資金の餘裕が出て
まいる。あるいは輸入物資の買上げ
は、食糧その他の價格を當初計畫
たしてございすものよりは、たとへば
新米價の改正等の關係から、ほかの

輸入食糧につきましても、價格の引上
げをいたすといふような調整を加えま
した結果、若干資金繰りに當初の計畫
に比して餘裕がないと申しますか、資
金の不足の現象を見るに至つたのでご
ざいます。その結果本年度の全體の資
金の不足をいたしましたは、先ほど御
審議を得て通過しました借入限度の擴
張、すなわち五十億圓の借入限度を百
億圓にいたしました。その限度の擴張
に基いての借入金のほかに、今度の法
律の附則の第二十條に基いての繰入金
は、當初の見込みよりも多少減じまし
て、約五十五億といふ繰入金でもつ
て、この年度が経過できるという見透
しを立てるに至つたのでございまして、
五十五億圓の繰入金につきましては、
別途追加豫算の方でお願いがしてある
のでございまして。大體今年度の資金繰
りのきわめて概略の御説明を申し上げ
た次第であります。

○塚田委員 臨時金利調整法案につ
いて質疑をいたします。本案の趣旨は
拜聴いたしましたので、ややのみ込め
たような感じがいたしますが、この法
案によりましての感じでは、大藏大臣
と日銀總裁と、金利調整委員會とい
ふものの關係が、どうもしつくりしな
いように思ふのでございまして、日銀總裁
にやらすといふことですが、それは大
藏大臣がやらせるのであり、また大藏
大臣が日銀總裁に必要があればきめさ
したり、變更させたり、廢止させたり
する。それを日銀總裁がやるべきに
は、諮問委員會に相談する、調整委員
會に相談するのではありませんか、その調
整委員會は大藏大臣の所轄に屬する。
その専門委員を今度入れたが、それは
大藏省銀行局長、經濟安定本部財政金

融局長、日銀副總裁、それに金融界を
代表する者が委員といふことになつて
おる。この委員會の構成であつ
て、大藏大臣が所轄されている、しか
も諮問機關であるといふことになる
と、金利のきめ方は、結局大藏大臣の
お考え方だけでもつてしまつてしま
うことになりはしないか。今までのお互
いに相談し合つてやつておつたときよ
りも民主的になるとは、どうしても思
えないのであるが、それらの點につ
いて、政府はどういふふうにお考えにな
つておるか。

○愛知政府委員 お答えいたします。
この法律案におきましては、ただいま
御指摘のような問題があると思ふので
あります。そこで補足的にこの立案の
趣旨と経過等を申し上げたいと思ふ
のであります。まず第一に金利一般の
政策といつたようなものにつきまして
は、大藏大臣としてあくまで責任をと
らなければならぬ問題だと考ふるわけ
でございます。第二には、この法律案
の第一條にもございまして、ここに
で金利と言つておられるのは、全國
各地における金融機關の實際に行つ
て、言つてみれば、相當技術的な部
面になると思ふのでございまして、そ
れが技術的な實際に行われる金利といふ
りなものにつきましては、何と申しま
しても、金融界の状況に最も明るい日
本銀行總裁が、これらの金利の實際の
レートにつきまして、常時それらの情
勢にも明るい、またそれらに對しまし
て相當の意見ももちろんあり得るわけ
でありますので、日本銀行總裁を大藏
大臣の手足として使つてまいりたいと
いふような考え方を基礎にいたしてお

るわけでありまして。ただしかしなが
ら、ただいま御指摘のようになつて、
だけそれら問題につきましては、民
主的なやり方でやりたいといふので、
金利調整委員會といふものをつくりま
して、その構成の中にも、たとへば
當業者でありますところの、金融界を
代表するといふような方々七八人とい
ふような、相當多數の方々を豫定いた
して、その中でございまして。しからば
來とどういふふうになるかと申しま
すと、私は率直に申しまして、從來銀
行同士の協定は、その他の金融機關同
士において協定されておりましたと、
實質的には、その大した違ひはなから
思ふのであります。從來といへども、
やはりそれらの金融機關は大藏省の
監督下にあつたわけでございます。ま
た實際問題としては、たとへば國債の
利回りが決定されたり、あるいは
全體の金利水準を變更するといふよう
な政策がござりました場合、その範圍
内において各關係の金融機關同士で
互に申し合せをしておられたわけ
でございます。またそれに對しまして
も、監督官廳としての權限を行使しな
ければならぬ責任ももちろんあつた
わけでございますが、それらの關係を
明確に法律的にもいたしまして、そ
れぞれ大藏省の責任、それから日本銀
行が實際に行います事務といふような
ことについても、その關係をはつきり
いたしまして、また民間側の意向も十
分發揮できますように考へたつもりで
ございまして。たとへば第六條の第二項
にございまして、委員會として
自主的に隨時いつでも金利問題につ
いて大藏大臣に答申する、意見を積極
的に具申するといふ途もあつてあるよう

第三七

なわけでございます。

○塚田委員 そういう場合は起らないかもしれないのでありますが、かりに大蔵大臣が金利に對しての責任を負うているということで、大蔵大臣が、日本の經濟の實勢からすればこの邊の金利でなければならぬと大體お考えになつてゐる點があるとする。また日本銀行總裁にも獨自のお考えがある。また金利調整委員會に諮つたり、調整委員會はまた別な考えをもつておつたといふようなことになつたら、これはどうされるのでありましょうか。もちろん詰問機關といふことであれば、意見が違つても聽くだけ聽いて、あとはこつちの考え通りやるということであるか。その邊の比重といふか、その三者の間の關係が妙なことになると思はう。むしろいつそのこと日銀總裁に全部任せつてしまつて、日銀總裁がある機關に諮問して、それできめたら大蔵大臣はそれでいくということではなからうか。ほんとうに民主的といふことにはならないと思ひますが、その邊のお考えはどうですか。

○愛知政府委員 ただいまの點につきましては、實は率直に申しまして、私どもの間でもいろいろ議論のあつた點でございます。ただしかしながら、現在の日本銀行は、現在の状況においてはガバメント・エージェンシーといふような、政府機關として國會その他に對して直接責任をとり得ざる立場にあると思ひます。また大蔵大臣として、ほとんど全權を委任してしまつて、いふようなかつこうになりまふことは、現在の行政組織なりその他の法律關係から申しまして不適當であらう、こゝういふ結論でございます。やはり

大蔵大臣として責任をとるべきところにはつきりいたしておきまして、その實際上その運用の衝にあたる者として日本銀行總裁にこれをお願いする、こゝういふ考を方にいたしましたわけでございます。さらに法理的にだんだん突込んでまいりますれば、御指摘のように、結局最終の責任は大蔵大臣にあるのが當然でございます。またそこがはつきりいたしておきまふと、全部をあげて日本銀行總裁に委任するといふのは不適當ではなからうか、かゝうに考えております。

○川合委員 臨時金利調整法案に關しまして大蔵當局に伺ひますが、歳末の金融の状態はどういう見込みであり、またこれに對する大蔵省の方針はどうであるか、この機會に明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○愛知政府委員 實は歳末の金融状況につきましては、率直に申し上げます。きわめて樂觀を許さない状況にあると言わざるを得ないと思ひのであります。通貨の發行状況等は御承知の通りでございます。必ずしも前々から當局から言つておりますように、千九百億臺で止るといふような状況ではないように豫測せざるを得ないような状態になつてゐるわけでございます。ただしかしながら、そうだからと申しまして、たとえば當然に支拂すべき政府の支拂を故意に遅延させるとか、あるいは必要な向きに對する資金の融通を極端に抑えるとかいふことは、かえつていかに考へますので、たとえ政府支拂におきましても、いわゆる特種關係の事業の支拂についても、これを支拂すべきものはむしろ十二月のあまり終りになりませぬうちに、できるだ

け上中旬のうちにこれを支拂うようにする。あるいは特別會計の鐵道、逓信その他大口の資金の支拂等につきましても、故意にこれを遅延するといふことより、むしろ正常に支拂すべきものは月の半ばごろまでに出しまして、その金が末梢に浸透し、あるいは金融機關に返るべきものは返つて、貸付に餘裕を残すといふような方法を講じまして、ぎり／＼の年末には、かえつてある程度の資金の環流が期待されるようにいたしたいと思ひてゐるわけでありまふ。ただ申すまでもなく、いわゆる赤字金融等の問題につきましては、實は年末を控へまして越多資金その他いろいろの要求があるのをごさいます。これらに對しましては何とかして、いわゆる赤字金融といふことのある限り大きくなりませぬように、できるだけ引締めてまいりたいと思ひまふ。は考へてゐるわけでございます。

○川合委員 貿易資金特別會計法を改正する法律案、臨時金利調整法案に關しましては、大體質疑も終つたようでございます。すなわち、討論を省略して至急採決していただきたいと思ひます。

○中崎委員長代理 川合君の提案に御異議ありませんか。

○中崎委員長代理 起立議員、本案は可決決定いたしました。

○小坂政府委員 この委員會を通じましても、いろいろ御審議を煩わしてゐるうちに、われ／＼としての希望を申し上げまして、皆様にも御了解願つてゐるのでありますが、できるだけこの際政府の財政あるいは金融の實態につきまして、全國民にわかりやすく發表する機會を得て、全國民に實情を知つての上の協力を要請するといふことが必要であると思ひておるのであります。この點につきまして、先般來の經濟白書といふようなものにつきましても、いろいろと批判のある際でもありますが、大蔵省といつたしましては、このほど御承知の國の露所展覽會といふものを、非常にわかりやすく、柄を落しまして、國民の中に浸透するように、財政の状態を説明する機會をもつたのであります。これを今回、わが國財政の實情につきましてという簡単なパンフレットを出して、國民に訴えたいと思ひておるのであります。それにつきましても、本委員會の皆様御了解を得ておきたいと思ひまふ。特に發言をお許し願ひたいといふことを申し出た次第であります。

が、このうち國民と直接關係があり、國民の負擔はなおりまする部分は、租税、印紙收入及び專賣益金であります。その合計は千八百九十九億圓に達するのであります。總額の八八％にあつておるのであります。これを國民一人當りの所得について比較してみますと、本年度の總人口を七千八百萬人といたしまして、これに對する一人當りの國民所得を出してみますと、一萬一千五百三十八圓となるのであります。こゝういふ所得と、全體の財政負擔とのパーセンテージ等につきましても、なるたけわかりやすくもつてまいりまして、これだけ負擔してもらへば、とにかく國が健全財政といふことをやつていける、あるいはどういふ建前で貯蓄を要請しておるのかといふような、皆さんにはよくわかりのことであると思ひますが、これを國民になるだけ浸透せしめ得るような書き方によつて、ドラフトをやつてみたのであります。今日は十分に印刷ができておりませんが、餘部がなく、差上げられませんが、明日お手もとに配付いたしましたと思ひますが、この際御了承願ひたいと思ひます。

○吉川(久)委員 ちよつと今の次官の御説明を伺ひますと、何かそれを發表することによつて、政府の千八百圓、ペーソとの關係について、國民に疑念をもたせるようなことになりはしないかといふことが案じられますが、その點何かお考えになつておられますか。

○小坂政府委員 私どもの考へたいたしましては、今の御指摘のよゝな點は實は考へておりません。財政の現状についてあからさまに、あまりむずかしい表現を用ひないで、國民に周知徹底

せしめるというのが、この財政の現状報告の趣旨であります。それにつきまして千八百圓ペースの問題は特に取上げておりません。それによつて見る人の感覚はいろ／＼とありましようが、それはその感覚を取上げてまた問題にすればよいのでありまして、この報告書が今御指摘の點について問題になることはないというふうに考えております。

○島田委員 ただいまの財政白書の問題ですが、政府が財政白書というものを幾度御発表になつても御自由でございませけれども、われ／＼委員会としては、了承して下さいと申しましたも、これは了承するかしないかは別問題でありますから、その點は明らかにしてもらいたい。私どもは批判の自由をもちたいと思つて、發表することは御勝手ですから、どうぞ發表していただきたいと思つております。

○小坂政府委員 私どもといたしましては、いろいろものを政府が發表するといふ事實について御了解を賜つておけば結構でございます。別にこれを押しつけて皆さん方にこれを守れとか、そつういつたようなあつかましいことは考へておりません。

○佐藤(觀)委員 非常に白書がはやり出して、どこでも出しておるのでなければ、どうもまたはやりつばなしで、締め括りが無いというのが多いのですが、大藏省で今回出される財政白書に對する措置はどういうことになりますか。

○小坂政府委員 御指摘の通りであります。われ／＼として、なるだけ國民にこの現状を知らしめることによつて奮起を促したいというのが目的で

あります。差當りの措置をいたしましては、これに伴います納税の完納運動といふものがすぐ次に行かなければならぬと思つて、その點は本委員会においてすでにお取上げを願つております。その裏づけとしましてこれを出すわけでありまして。

午後三時五分散會

〔参照〕
特別都市計畫法第四條の規定による國庫補助を國債證券の交付により行う等の法律案(内閣提出)

労働基準法の施行に伴う政府職員に係る給與の應給措置に關する法律案(内閣提出)

金融機關再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

舊日本銀行券の未回収發行高に相當する金額の一部を國庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に關する法律案(内閣提出)

貿易資金特別會計法を改正する法律案(内閣提出)

物品の無償貸付及び讓與等に關する法律案(内閣提出)

大藏省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に關する法律案(内閣提出)

臨時金利調整法案(内閣提出)

〔以上各案に對する報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十三年二月二十四日印刷

昭和二十三年二月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局